仕様書

# １　業務名

　府立病院機構 経営改善強化支援事業

# ２　業務の趣旨・目的

　　地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下、「機構」という。）は、救急医療や高度医療など大阪府の政策医療を担っているが、コロナ禍以降の受療動向の変化などの影響により、令和5年度決算において約60億円の当期純損失を計上するなど、その経営状況は急激に悪化している。

　　機構における緊急的な取組により病床利用率等は改善傾向にあるものの、今後も物価上昇や人件費増額が見込まれるなど、機構の経営環境は依然として厳しく、患者の確保や経費削減に加えて、将来的な人口動態なども含めた視点から、抜本的な構造改革にも着手する必要がある。

そのため、今後も機構の各病院が、その特性に応じた高度専門医療を提供できるよう、病院毎に収益構造や課題抽出等の現状分析を行った上で、持続可能な経営のための経営改善計画の立案とその実現に向けた伴走支援を委託する。

＜参考＞府立病院機構が設置する病院

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院の名称 | 許可病床数 | HPアドレス |
| 大阪急性期・総合医療センター（大阪市） | 865床 | <https://www.gh.opho.jp/> |
| 大阪はびきの医療センター（羽曳野市） | 405床 | <https://www.ra.opho.jp/> |
| 大阪精神医療センター（枚方市） | 473床 | <https://pmc.opho.jp/index.html> |
| 大阪国際がんセンター（大阪市） | 500床 | <https://oici.jp/> |
| 大阪母子医療センター（和泉市） | 375床 | <https://www.wch.opho.jp/> |

# ３　契約金額の上限額及び履行期間

上限額：198，000，000円（税込）　※本事業を履行するすべての経費を含む。履行期間：契約締結日から令和８年３月31日

# ４　事業内容等

**（１）現状分析等に基づく経営改善計画の立案**

① 現状及び課題の把握・分析

機構の５病院及び本部事務局を対象として、内部環境及び外部環境について多角的な分析を行い、次に定める経営改善計画の策定に向けて、大阪府や機構との意見交換や関係会議への出席、大阪府や機構が提供する資料の評価等を通じて、病院経営上・病院運営上における諸課題を把握・分析すること。

② 経営改善計画の立案

①により把握した課題や今後の人口動態等から生じうる変化を見据え、機構が持続的な運営を図れるよう、機構の５病院及び本部事務局が実施すべき取組（法人全体としての横断的取組を含む）や大阪府が行うべき支援策を記載した経営改善計画（※1）を立案するとともに、大阪府、機構における成案化に向けて協力支援をすること。なお、計画は病院毎及び本部事務局を単位として作成することとし、取組毎に年度単位で効果（見込）額を示すこと。

また、機構では、令和６年12月に経営改革プロジェクトチーム（以下、「PT」という）を設置して、病床利用向上や医療機能のあり方の検討に取り組んでいる。機構からは以下の資料提供（※2）を予定しており、事業者においてこれら資料の分析・評価も行った上で、経営改善計画を立案すること。

＜※1　経営改善計画の対象期間＞

令和７年度から令和12年度（第５期中期計画の終期）を計画期間とする。

ただし、第6期中期計画の終期である令和17年度までを計画期間とすることも可。

＜※2機構提供資料＞

・病床利用の可能性検討資料（急性期、はびきの、精神の３センター分）

・類似病院比較による経営分析資料（５センター分）

**【提案事項】**

診療報酬改定幅を超えて物価や人件費が上昇し、患者の受療動向も変化していることから、全国的に医療機関の経営は厳しい状況にある。加えて、働き方改革やタスクシフト、DX化など、新たに医療機関が対応すべき課題も発生している。そのような中、以下の点を踏まえ、機構の５病院が持続可能な経営を実施できるよう現状分析の視点及び経営改善計画における取組事項について、提案を求める。

　なお、機構のHPに掲載されている経年的な財務諸表、実績報告書、各センターのHPに記載の診療内容を確認し、大阪府医療計画や各圏域の保健医療協議会の資料を参照したうえで提案を行うこと。

大阪府医療計画：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/keikaku/index.html>

大阪府保健医療協議会：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/keikaku/hokeniryoukyougikai.html>

＜提案事項のポイント＞

* 現状分析の視点
* 内部環境と外部環境に区分した上で、どのような視点から分析を進めていくか。

※下記の例示項目を必須で取り組むこととし、その他提案者独自のノウハウや実績を踏まえ、

様式2及びプレゼンテーション審査当日の資料により具体的な取り組みを提案して下さい。

（例）

内部環境：収支構造、財務基盤、投資規模（施設・システムなど）、組織・人員体制、

部門別収支構造、契約形態　など

外部環境：競合病院、類似病院、患者の受療動向　など

* どのようなデータ（公表資料・独自データ）を活用して分析を進めるか。
* 経営改善計画における取組事項
* 優先的に取り組む内容を示した上で、どのような視点から計画を策定するか。

※下記の例示項目を必須で取り組むこととし、その他提案者独自のノウハウや実績を踏まえ、

様式2及びプレゼンテーション審査当日の資料により具体的な取り組みを提案して下さい。

（例）

診療報酬請求の強化、個室ベッド料など診療料の再検討、委託業務の水準見直、契約形態の見直し・診療材料や消耗品などのコスト削減、生産性向上、集患対策など現場レベルの取組、

人員配置・給与水準の検証、人材確保に繫がる給与制度や手当の創出、各病院の機能など経営レベルの取組

* 提案者の過去の実績等を踏まえ、実現可能性のある取組の提案であるか。
* 提案された取組内容について効果予測が示されているか（※粗い概算額で差し支えない）

（例）診療報酬請求の強化：0.5～1.5億円　/年

**（２）経営改善のための伴走支援**

機構の経営改善を図るため、病院の経営改善に係る専門知識を有する専任のコンサルタントを１名配置し、機構の幹部層との意見交換や院内会議出席等を通じて、経営改善に向けた機構内・院内の機運醸成・意識改革を図りつつ、（1）②で作成した経営改善計画の達成に向けた伴走支援を実施する。

　なお、コンサルタントはPTと緊密な連携を図りながら、大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センターの２センターを中心に他のセンターを含めた伴走支援を実施するとともに、府やPTの求めに応じて他病院データの収集やPTの検討内容の評価も行うこと。

【提案事項】

機構の各センターについては、物価上昇だけでなく、医療従事者の不足などの影響もあり、令和５年度決算では多額の赤字を生じたところである。コンサルタントがＰＴメンバーや院内関係者と密接に連携しながら、経営改善に向けた様々な取組を円滑に実現できるよう、伴走支援の内容・体制について提案を求める。

本事業の契約期間は令和８年３月31日までとしているが、大阪府では、令和９年度まで本事業の実施を検討している。そのため、令和７年度から令和９年度までの事業実施を想定して、伴走支援の提案をお願いする。ただし、今般の最優秀提案事業者に対して、令和８年度以降の契約を確約するものではない。

＜提案事項のポイント＞

* 伴走支援の内容
* 想定される課題と、それに対してどのような伴走支援を企画されるか。

※下記の例示項目は参考であり、提案者独自のノウハウや実績を踏まえ、

様式2及びプレゼンテーション審査当日の資料により具体的な取り組みを提案して下さい。

（例）

材料費の高止まり→価格交渉への同席、病床規模の見直し→内外の関係者との調整

* 伴走支援体制
* コンサルタント以外に、どのような人員体制で伴走支援を実施していくか。

※下記の例示項目は参考であり、提案者独自のノウハウや実績を踏まえ、

様式2及びプレゼンテーション審査当日の資料により具体的な取り組みを提案して下さい。

（例）

コンサルタント(１名)及びサポートチーム(５名)で実施

# ５　スケジュール

４（１）に定める『現状分析等に基づく経営改善方策の提案』にあたっては、契約締結後、速やかに着手し、その手法や内容について、適宜大阪府や機構と調整しながら進めること。その上で、令和７年７月末までに経営改善計画立案書の素案を大阪府に提出することとし、令和７年９月末までに経営改善計画立案書を提出すること。その後も委託期間内において、立案内容の見直しを求めることがある。

４（２）に定める『経営改善のための伴走支援』については、事前に伴走支援計画を策定し、必要な人員体制を確保した上で、遅くとも令和７年10月より開始すること。なお、伴走支援体制（従事する人員等）については、令和７年９月１日までに大阪府に報告を実施することとし、伴走支援の実施にあたっては、府の承諾を得たうえで行い、定期的に大阪府に活動状況を報告すること。

ただし、経営改善効果を迅速に発揮するため、早期に実施可能な提案や支援については、上記のスケジュールに関わらず、大阪府と機構との調整の上、順次、開始すること。

# ６　再委託

　再委託は原則禁止とする。ただし、高度なデータ処理等、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、事前に大阪府と協議し、承認を得た上で、再委託を実施することを可能とする。

# ７　書類の保存について

全ての証拠書類は、本事業が終了した日の属する年度の翌年度４月１日から起算して５年間保存しなければならない。

# ８　事業完了後、府へ提出するもの

　受託事業者は以下のものを期日までに大阪府の指定する場所に納品すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　提出物 | 提出形態 | 備考 |
|  | 経営改善立案書 | 製本（各病院10部）及び電子データ | 電子データについては、Excel・Word・PowerPoint等の加工可能な状態で納品すること。 |
| ② | 事業実施報告書 | 紙（１部）及び電子データ |
|  | ４（１）及び４（２）で作成した成果物等（分析結果及びローデータなど） | 電子データ |

# ９　契約期間及び実施事業について

本事業の契約期間は令和８年３月31日までとしているが、令和７年度～令和12年度（令和17年度とすることも可）までの経営改善計画の立案を求める。

また、大阪府では令和９年度まで本事業の実施を検討しており、令和８年度、９年度にも伴走支援に係る契約を締結する可能性がある。

そのため、令和７年度から令和９年度までの事業実施を想定して、伴走支援の提案をお願いする。

ただし、今般の最優秀提案事業者に対して、令和８年度以降の契約を確約するものではない。

# １０　その他

1. 本事業に関する成果物については、公表が想定されることに留意すること。
2. 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく事業責任者を指定し、事業スケジュールとあわせ、大阪府へ報告すること。
3. 本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報等については大阪府に帰属する。
4. 事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けていること。
5. 契約締結及び事業実施にあたっては、必ず大阪府及び機構と協議を行いながら進めること。業務の遂行に当たっては、個人情報の取扱いについては、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。なお、個人情報保護の観点から、受託者は府が別途示す個人情報保護に関する『誓約書』を提出すること。
6. 労働関係を含め、関係法令を順守すること。
7. その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。